

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成十九年七月二十五日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年八月二日

広島県福山地域事務所長 宇都宮 健

事業主体	地区名	事業名
福山市土地改良区	広岡	区画整理事業
福山市土地改良区	末元中（1工区）	区画整理事業